

報道発表資料様式

7 / 8 (月) の発表



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

発表項目 (行事名)	北海道議会議員の資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書の公開について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>「政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、各議員から議長に提出された下記の各報告書を公開するもの。</p> <p>○対象報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産等補充報告書 ・ 所得等報告書 ・ 関連会社等報告書 <p>○各報告書の概要等 別紙のとおり</p>		
参考	<p>○標記報告書の根拠条例 政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例 (平成7年条例第37号)</p>		
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	北海道議会事務局 総務課 総括グループ (担当者: 面高、濱地) TEL ダイヤルイン 011-204-5682 内線 33-212・33-225		

(別紙)

北海道議会議員の資産等補充報告書、所得等報告書及び 関連会社等報告書の公開について

1 趣 旨

「政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例」(平成7年条例第37号)に基づき、北海道議会議員から議長に提出された「資産等補充報告書」、「所得等報告書」及び「関連会社等報告書」を一般の閲覧に供するものである。

2 各報告書の閲覧開始日時及び場所

- ・ 閲覧開始日時 令和元年(2019年)7月8日(月)午前8時45分
- ・ 閲覧場所 北海道議会事務局 会議室

3 各報告書の概要等

(1) 資産等補充報告書(報告議員数 9人)

この報告書は、議員本人が所有するものに限り、平成30年1月1日以後、新たに有することとなった(増加した)資産等であって、平成30年12月31日において所有しているものについて報告するもの。

(注) 上記期間中に新たに有することとなった(増加した)資産等がなければ、報告書の提出は不要。

(2) 所得等報告書(報告議員数 97人)

この報告書は、前年1年間(平成30年1月1日から平成30年12月31日)を通じて北海道議会議員の職にあった場合に、その間における各種所得(総合課税所得、分離課税所得、山林所得及び受贈財産の課税価格)について報告するもの。

(注) 前年(平成30年)1年間を通じて議員であった者が提出。

(3) 関連会社等報告書(報告議員数 47人)

この報告書は、平成31年4月1日時点において、報酬を得て、会社その他の法人の役員、顧問その他の職についている場合、当該会社等の名称、所在地及び職名を報告するもの。

(注) 該当がなければ、報告書の提出は不要。

4 その他

報告を要する資産等の詳細については、別添の各「記載要領」を参照のこと。